

## 東大阪市特定給食施設指導要領

### (目的)

第1条 この要領は、健康増進法（以下「法」という。）第18条第1項第2号、同項第3号及び第22条に基づき、特定給食施設の設置者（以下「設置者」という。）に対し、適切な給食の運営・栄養管理を行い、給食利用者及びその家族等、市民の健康増進の向上を図ることを目的に東大阪市健康増進法施行細則に定めるほか、指導及び支援等に必要な事項を定めるものとする。

### (対象施設)

第2条 法第20条第1項に基づき、特定かつ多数の者に対して継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設とする。

### (特定給食施設の届出)

第3条 対象施設を把握するため、法第20条第1項及び第2項の規定に基づき、設置者はその事業の開始の日から一月以内に開始届を保健所長あてに提出しなければならない。

また、届け出事項に変更が生じたときは、変更の日から一月以内に変更届、休止（廃止）したときは休止（廃止）の日から一月以内に休止（廃止届）を保健所長あてに提出しなければならない。

### (栄養管理報告書の提出)

第4条 対象施設の栄養管理の状況を把握するため、法第21条、第22条、第24条第1項の規定に基づき、設置者に対して、栄養管理報告書を作成し、保健所長あてに提出を求めることができる。

### (指導及び支援)

第5条 法第19条に規定する栄養指導員は、対象施設の栄養管理の実施に関し、法第18条第1項第2号、第22条、第24条第1項に基づき、集団又は個別による指導及び支援を効果的・効率的に行う。

2 前項の指導及び支援内容は次のとおりとする。

- (1) 施設への巡回等による状況調査、個別指導及び支援
- (2) 適切な給食管理・栄養管理に関する講演会等の実施
- (3) 給食施設に対する喫食者教育の支援
- (4) その他、栄養管理の実施に関する必要な情報提供

### 附則

この要領は、令和2年7月7日から施行する。